

調達要領指定書	調達要求番号	6PRZ1C10001
	契約番号	
	調達要求年月日	令和8年3月13日
	作成部課	衛生部補給整備課補給管理班
	作成年月日	令和8年3月13日
物品番号		
品名	精製水	
規格		
仕様書番号	EM-T130663G	

1.3 種類

指定事項 : 今回の要求に限り、次の連番を調達する。

連番 1

5.2 包装の表示

指定事項 : 今回の要求に限り、次の連番の図1 一個装表示を省略する。

連番 1

調達要求番号：6PRZ1C10001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	—	仕様書番号
精製水	EM-T130663G	
	作成	平成27年 9月 4日
	変更	令和 8年 3月18日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処用賀支処において使用する市販品の精製水について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書において、表1の番号によって指定する。

表1—種類

番号	物品番号	規格
1	6505-280-9061-5	500 mL, 1本
2	MSY5100000023	18 L

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の規格による。

例 精製水, 500 mL

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）日本薬局方（明治19年内務省令第10号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 製造承認等

“医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律”に基づき医薬品として製造（輸入）承認された製品とする。

3.2 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.3 性能等

性能等は、調達品目表による。

4 品質保証

品質保証は、次による。

- a) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において、製造後12か月以内とする。ただし、製造後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。
- b) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、同一ロット製品とするが、同一ロットでの納品が不可能な場合は、使用期限を同一のものとする。
- c) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.1による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**図1**によるほかGLT-CG-Z000001の4.2による。

物品番号
品名 精製水
規格
納入年月
納入業者

注記1 物品番号及び規格は、**表1**による。

注記2 納入年月は、西暦で表示するものとする。

注記3 使用期限、製造年月日及びロット番号があるものについては、製品自体に記載がない場合、**図1**に、その項目を追加し表示するものとする。

注記4 納入業者は、契約の相手方の名称又はその略号を表示するものとする。

図1—個装表示

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、納品書に図2を添付するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、図2の該当欄に斜線を付すものとする。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

納 入 品 証 明 書

住 所
会 社 名
代 表 者 名

契 約 番 号
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・
・
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2-納入品証明書

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号	6 P R Z 1 C 1 0 0 0 1	作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 3 日	作 成 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 8 日
仕 様 書 番 号	EM-T 1 3 0 6 6 3 G		

1 調達品目

品名	規格	カタログ製品名 ^{a)}
精製水	500 m	日医工(株) 精製水「N i k p」 500 mL 共栄製薬(株) 精製水 500 mL 健栄製薬(株) 精製水「ケンエー」 500 mL 高杉製薬(株) 精製水 500 mL 東海製薬(株) 精製水 500 mL 中北薬品(株) 精製水 500 mL 日興製薬(株) 精製水 500 mL 山善製薬(株) 精製水 500 mL シオエ製薬(株) 精製水シオエ 500 mL 吉田製薬(株) 精製水「ヨシダ」 500 mL 丸石製薬(株) 精製水 500 mL 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
	18 L	共栄製薬(株) 精製水 18 L 健栄製薬(株) 精製水「ケンエー」 18 L 小堺製薬(株) 精製水(蒸留水) 18 L 日興製薬(株) 精製水 18 L シオエ製薬(株) 精製水 シオエ 18 L 丸石製薬(株) 精製水 18 L 昭和製薬(株) 日本薬局方 精製水 [昭和製薬] 18 L L コック付 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 日本薬局方によって規定された，“精製水”であり，医療用とする。
- b) 組成は，1 mL中に日本薬局方 精製水 1 mLを含有するものとする。
- c) 容量は，規格を標準とする。